市報 にいがた

昭和45年12月30日発行

公害特集号

毎月3回5・15・25日発行（昭和30年9月20日第三種郵便物認可）
定価 1部 3円

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通り6番町866
電話 代表(23)1000
編集人 中島正二
印刷所 (株)文明堂印刷所

(A)

十二月定例市議会最終本会議の二十三日、「新潟市公害防止条例」が可決されました。県下ではもちろん、新潟市がトップを切っての条例制定ですが、公害対策と取り組む市の指針が決定したということです。そこで、公害問題あれこれについて特集してみました。

六月から十月にかけて自動車の排気ガスと騒音を調査。計器を見る目も真剣そのもの。

公害のない新潟市を

明るい健康な町に

ことしは公害で明け、公害で暮れそうな気配です。それほど公害問題は全国をわかした大きなニュースだったわけですが、これは国内だけの問題ではありません。従ってその対策は極わめて急がれているというわけです。国においても先の臨時国会で公害関係法案が成立し、政府は公害防止の姿勢をだしました。こうしたときに制定された「市公害防止条例」は新潟市の公害対策の憲法ともいうべきものであり、市政の大きな指針であります。

新潟市は昨秋、公害調査を続け、市内の年の暮も押し迫った二十日のきょう、皆さまのお手もとに「公害特集号」をお届け致します。あわただしい中ですが、どうぞお読みください。

公害特集に寄せて

新潟市長 [illegible]

公害問題をなるべく実施してきましたが、今夏以来、研究してきた「新潟市公害防止条例」を十二月議会上程まで、こぎつけ、去る二十三日の本会議で正式可決されました。ちょうど国会でも公害法案が成立しました。

しかし、これを進めてゆくのは市民皆さまのご協力をいただかなければなりません。そうした「願い」をこめての特集号を設けました次第です。

過日、ある新聞社が行なった世論調査で、新潟市に住みたいかの項目の中で対象者の九〇%が「住みたい」と回答しております。公害がひどくて故郷を捨てるという悲しい話しを耳にする昨今です が、新潟市ではまだ多くの市民が、「住みたい」としております。その意味することは、いろんな問題をふくめてほんとうに重大なことだと思います。

この多くの市民の期待にこたえるためにも責任の大きさを痛感するわけです が、いうまでもなくこの条例がいちばんの公害対策もその一つの要素と考えております。

この一年、市内には数々の公害が指摘されました。通船川、西川の汚染、東地区の大気汚染、自動車の騒音、排気ガス、振動等……それらの中には率直に認めなければならないものもありました。と同時に即刻、対処すべき手を打ちました。

しかし、決して安かんに手をこまねいてはおられません。公共の施設整備は依然として遅れ、公害の発生源の対策を立てなければならないからです。そのためにも皆さんのご協力はぜひ必要です。全市民あげて明るい新潟市建設に向かわなければなりません。

新潟市長

新潟市公害防止条例

企業に事前協議を義務づける

第一章 総 則

【目 的】

第一条 この条例は、法令又は新潟県公害防止条例（昭和四十四年新潟県条例第十号。以下「県条例」という。）に特別の定めのあるもののほか、公害の防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する ことを目的とする。

【定 義】

第二条 この条例において、「公害」とは、事業所その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染及び地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）（以下「大気の汚染等」という。）によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

2 この条例において「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

【基本的責務】

第二章 市長の責務・

第三条 市長は、法令又は県条例の規定によりその権限に属する事務を遂行するとともに、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。

【指導及び勧告】

第四条 市長は、公害を生ずるおそれがあり、又は現に公害が生じている場合においては、その公害を発生させる事業者に対し、公害の防止のための必要な指導を講ずるよう指導し、又は勧告しなければならない。

【監 視】

第五条 市長は、公害の発生の状況を常時監視しなければならない。

【小規模の事業者に対する助成】

第六条 市長は、小規模の事業者が、公害の防止のため施設整備その他の措置を行なう場合においては、必要な融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

【公害紛争の処理】

第七条 市長は、公害に係る紛争が生じた場合においては、その適正な解決ができるよう努めなければならない。

【報告徴】

第八条 市長は、必要に応じ、本市の公害の状況及びその公害の防止の実施について、市議会に報告し、又は市民に公表するものとする。

第三章 事業者の責務

【基本的責務】

第九条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その責任において、必要な措置をしなければならない。

【努力義務】

第十条 事業者は、その事業活動により生ずる大気の汚染等が法令又は県条例の規定に違反しないものである場合においても、その大気の汚染等によって、被害が生ずるおそれがあり、又は現に被害が生じているときは、その公害の防止のため、最大限の努力をしなければならない。

【協力義務】

第十一条 事業者は、市長が行なう公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第四章 市民の責務

【市民の責務】

第十二条 市民は、生活環境を保全するため、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

2 市民は、市長が行なう公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第五章 公害防止協定

【公害の防止に関する協議】

第十三条 事業者は、大気の汚染等を生ずるおそれがある工場又は事業場で市長が規則で定めるものの設置（増設設置を含む。）をしようとするときは、あらかじめ市長にその工場又は事業場の設置計画を示し、その公害防止対策に関し、次の各号に掲げる事項について、市長に協議するものとする。

(1) 公害の防止のために必要な施設整備、燃料規制その他の措置に関すること。

(2) 公害防止対策を確実に実施するために必要な事業者の報告及び市職員の立入調査に関すること。

(3) 公害が生じた場合における措置その他必要なこと。

【公害防止協定】

第十四条 前条の規定による公害防止対策に関する協議が整った場合において、市長の求めがあったときは、事業者は、その協議の結果に基づいて、市長と公害防止協定を結ぶものとする。

【既設の工場又は事業場に係る公害防止協定】

第十五条 この条例の施行の日現在において、第十三条に規定する工場又は事業場で大気の汚染等を生ずるおそれがあり、又は現に大気の汚染等を生じているものを設置している事業者は、市長の求めがあった場合においては、すみやかに前二条の規定の例による公害防止対策に関する協議及び公害防止協定の締結をするものとする。

第六章 雑 則

【別に定める事項】

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十六年一月一日から施行する。

この条例には、市民の健康と生活環境の整備、保全を図ること を第一義とし、公害防止に関する市長と事業者の協定などが規定されている。

この条例でしめされている市民の健康と生活環境の整備・保全を図るためには、市民および事業者ともたがいに協力することはもちろん、市においても企業の監視・検査・化を図るため、技術者および検査機能の充実強化を図るとともに、専門の学識経験者による審議機関を設置するなど、公害予防に関する万全の施策を講ずるよう鋭く切望するしだいである。

検査機関と審議機関の設置を

寺尾上町 千羽 詢

公害は国民の健康を阻害し、生活環境を破壊するものだけに、その予防対策は緊急を要する重要問題である。

政府は、さる第六十四国時国会において、公害に関する十四件ものぼる法案を成立した。

さて、私たちの新潟市における公害の現状は、山ノ下地区の工場煤煙、海面に流出したドロ、自動車の排ガスなど、公害は山積みしている。この公害に対処するため、新潟市では、十二月市議会で「公害防止条例」を審議し、制定した。

この条例には、市民の健康と生活環境の整備、保全を図ること を第一義とし、公害防止に関する市長と事業者の協定などが規定されている。

この条例でしめされている市民の健康と生活環境の整備・保全を図るためには、市民および事業者ともたがいに協力することはもちろん、市においても企業の監視・検査・化を図るため、技術者および検査機能の充実強化を図るとともに、専門の学識経験者による審議機関を設置するなど、公害予防に関する万全の施策を講ずるよう鋭く切望するしだいである。

早急に公害対策を

寺尾新町 堀内喜美子

百万都市を目指し、年々発展の途上にある新潟市は、私たち市民にとって明るく住み良い近代生活を営む大切な街です。しかし、その新潟市が、大都市としての住居を備えるとともに、例にもれず恐るべき公害が山積みしていることは遺憾です。

私たちの夢は、新潟市がうっとうしく暗く閉塞され、きれいな空気、美しい川や海、水の豊かな都市、緑の植樹に恵まれ、そして、明るい市政が市民に福祉をもたらしてくれることと信じます。

そのための街造りには、市民の自主性を育てることが必要だと思います。

けれど、歩行者天国などのアイディアをもう一歩前進させ、主要幹線以外に歩行者専用道路を設けたくさんの樹木を植え、新潟市の汚濁した地区の環境を整えることから徹底してほしいと思います。

市の重点施策として、公害問題の解決には、市民・企業・当局と一丸となった努力と責任をもって早急に審議・取り組むことと、そして、明るい市政が市民に福祉をもたらしてくれることと信じます。

公害対策に望む

天神尾 佐藤裕次郎

第六十四臨時国会において、公害関係法が十四件成立し、わが国でも、公害防止本腰を入れることになったようであります。

経済の高度成長、人口の過密化は、急速度に公害を増加したが、その速度に対策が追いつかないことは遺憾である。がしかし、急成長のみ責めることはひかるべきである。例えば、道路にコミをすてたり、私物を放置し、また無免許自動運転を平気でやる、すこしくらいはいいといった調子で働かれる傾向があるようなことは、とっていただきたいものである。

施策において国民は、充分に監視し、促進し、予断の努力を怠ってはならないと思う。事情はいろいろあるが、公害防止の道路交通法、大気汚染防止の道路交通法、大型下水道の早期完・整備の公園・緑地帯の拡大の地盤沈下対策などである。そのためには、産業者に呼びかけることはもちろん、大幅な予算の充当をもって対処し、国との内閣問題交渉をもって、公害防止を行なってもらいたいものである。

成立するなら国民の強い関心を集めていることは周知の事実です。

新潟市では昨年十月、公害調査を新しく設け、機構の充実をはかり、公害問題に真剣に取り組んできました。そしてさらに市の公害防止の憲章ともいうべき公害防止条例を制定し、市の基本的な姿勢を明らかにするため議会に提案、可決を得たものです。

公害防止について市、事業者、市民が積極的に努力すると同時に事業者は一定の工場を新設する場合、市長と事前協議し、さらに必要と認めるときは公害防止協定を結んで未然に公害を防止しようというものです。

また既存の工場等については、必要に応じて協議を行ない、同様に公害防止協定を結ぶとしております。

このように法律や県条例の規制基準以内のものでも市公害防止条例による協議、協定が整った場合は、より実際的な効果が得られるというわけです。この結果、市民の生活環境が維持され、改善されて明るい新潟市建設に大いに役立てようというのがこの公害防止条例です。

なお公害防止条例（別冊）は事業者に対する事前協議の義務づけと公害防止協定が基本になっております。全市民が公害問題を真剣に見つめ、みんなで力をあわせてその対策を進めたいものです。

公害のない新潟市を

明るい健康な町に